

# 「鹿野川湖湖面利用ルール」の策定について

上田 径

四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 事業計画課（〒797-1505 愛媛県大洲市肱川町予子林6-4）

平成26年2月、鹿野川ダムの貯水池である鹿野川湖において湖面利用ルールを策定した。本稿では、その策定経緯及び地域住民・利用者・行政機関との合意形成に至るまでの議論の進め方並びに策定されたルールの内容及び現在行っている普及活動と今後の展開について報告する。

キーワード：湖面利用、合意形成、協議会、水源地域ビジョン

## 1. はじめに

### (1) 鹿野川湖の概要

鹿野川ダムは、愛媛県西南部を流れる一級河川・肱川の上流に位置している(図-1)。肱川は流域面積1,210km<sup>2</sup>、幹線流路延長103kmの愛媛県下最大の河川であり、鹿野川ダムは肱川総合開発の一環として、肱川水系の洪水調節及び水力発電を目的として昭和35年に建設された。

鹿野川湖は、鹿野川ダム建設により誕生した人造湖であり、愛媛県大洲市から西予市に及ぶ延長約11km、湛水面積2.09km<sup>2</sup>という広大な水面を有する。鹿野川湖の自然景観及び湖面に架かる各種橋梁の美観などが価値を持つものとして、鹿野川湖及びその周辺は愛媛県指定の自然公園となっている。

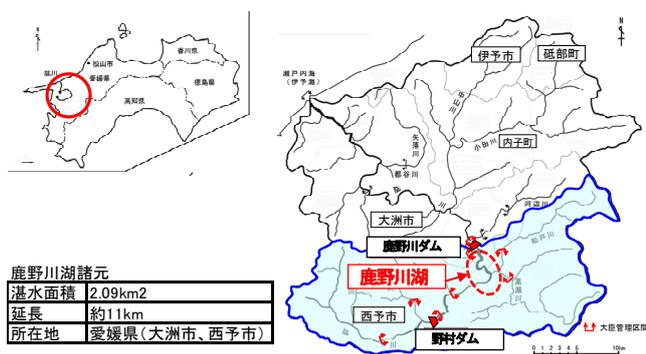


図-1 肱川流域図

### (2) 鹿野川湖の湖面利用及び環境の現状

鹿野川湖は、年間を通じたボート競技や釣りなどの湖面利用のほか、湖畔の桜並木の散策など、目的や季節に応じて多くの方に利用されている。(写真-1)(写真-2)

また、毎年秋から翌春にかけて渡り鳥であるオシドリが、東日本より飛来し越冬する。その数は、多い年で約4,000羽(平成11年度、全国の約16%)、近年でも約200~900羽飛来し、平成22年には鳥獣保護法に基づく特別保護区域に指定されている。このように鹿野川湖は、自然環境面でも重要な役割を果たしている。(写真-3)



写真-1 湖面利用(漕艇)



写真-2 湖面利用(ブラックバス釣り)



写真3 オシドリの生息状況

## 2. 湖面利用ルール策定までの経緯

前述のとおり、鹿野川湖ではボート競技や釣りなど、様々な湖面利用が行われている実態に加え、オシドリの生息環境にも配慮する必要があることが考えられる。

しかし、近年、エンジン付きボートの航行により発生した引き波が手漕ぎボートに影響した事例や、ボートの航行により湖面で休息中のオシドリが追い出された事例があるなどし、利用者のマナー向上が求められていた。このような背景により湖面利用ルールの策定を望む声が高まっていた。

そのため、さまざまな目的で鹿野川湖を訪れる方々がより安全、快適に利用できるようにすることを目標とした「鹿野川湖湖面利用ルール」が策定された。

下図にルールの策定・運用までの流れを示す。(図-3)

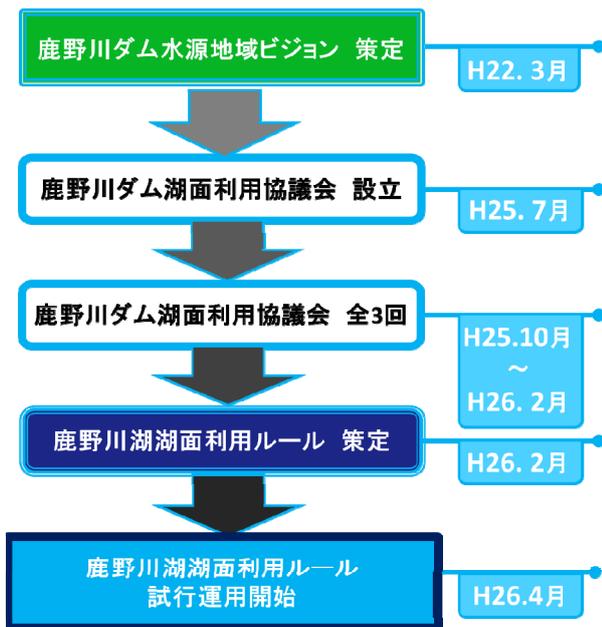


図-3 湖面利用ルール策定・運用までの流れ

### (1) 鹿野川ダム水源地域ビジョンの策定

鹿野川湖湖面利用ルールは鹿野川ダム湖面利用協議会での議論により策定された。本協議会の設置するものとなったのが鹿野川ダム水源地域ビジョンである。

鹿野川ダム水源地域ビジョンとは、鹿野川ダム及び周辺水源地域の自然、社会的資源を活かし、流域内外との連携、交流を進め、水源地域の自立的・持続的な活性化を進めることを目的とした将来構想である。

水源地域ビジョン委員会は学識経験者及び大洲市及び西予市の地元住民・行政関係者で構成され、その議論の中で、次の3つの基本方針を設定した。(図-4)

この基本方針の内、「快適で安全な湖面利用ができる環境づくり」の実現を図るため、その議論の場として「鹿野川ダム湖面利用協議会（平成25年7月設立）」が設けられた。

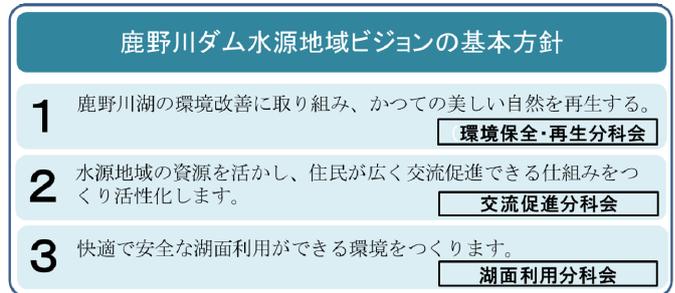


図4 鹿野川ダム水源地域ビジョンの基本方針

### (2) 鹿野川ダム湖面利用協議会の設立

鹿野川ダム湖面利用協議会は、鹿野川ダムの管理者である山鳥坂ダム工事事務所を事務局とし、協議会委員として漁業関係者や漕艇、カヌー、釣り等の湖面利用者、野鳥保護団体、地元住民の代表者、大洲市及び西予市の警察・消防などの行政機関の参加のもと議論を進めた。下に委員会名簿を示す。(図-5)

鹿野川湖湖面利用ルールの内容をより実効性が高くより多くの利用者・地元住民に合意のとれたものにするため、また、ルール策定後の普及促進を有効に行うため、多くの立場の関係者に委員として参加頂いた。

特に、湖面利用形態の中でも特定の団体に属さない利用者が多く存在するブラックバス釣りについては、多くの釣り客・釣具店との繋がりを持つ日本バスクラブチャプター愛媛に参加頂いた。

名称	団体名等	名称	団体名等
委員	鹿野川湖利用者(ヘラブナ釣り)	委員	愛媛県松山発電工水管理事務所 所長
	鹿野川湖利用者(ブラックバス釣り)		大洲市 建設部 治水第2課 課長補佐
	地元住民		大洲市 脇川支所 地域振興課 課長補佐
	日本バスクラブ チャプター愛媛 会長		西予市 野村支所 産業建設課 課長
	脇川上流漁協組合 組合長		大洲警察署 生活安全課 課長
	愛媛県ボート協会 副会長		西予警察署 生活安全課 課長
	愛媛県カヌー協会 事務局		大洲消防署 川上支署 支署長
	日本野鳥の会 愛媛		西予消防署 野村支署 支署長
会長	四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 所長		

図-5 鹿野川ダム湖面利用協議会 委員会名簿

### (3) 湖面利用ルール策定までの流れ

鹿野川ダム湖面利用協議会は平成25年度中に全3回開催され、平成26年2月に開催された第3回協議会にて「鹿野川湖湖面利用ルール」が策定された。次のa)～c)に協議会における議論の内容を示す。

#### a) 湖面利用実態の現状把握（第1回協議会）

まずは湖面利用の現状を利用形態毎に把握するため、各委員に湖面利用の実態（利用するエリア及び時期）及びオシドリの生息範囲・飛来時期の聞き取りを行い、それぞれをとりまとめ、協議会内で情報共有を行った。

(図-6)(図-7)

これらの情報をもとに、互いの湖面利用の形態及びオシドリの生息環境に配慮した湖面利用ルールの基本方針及び具体案について議論を行った。

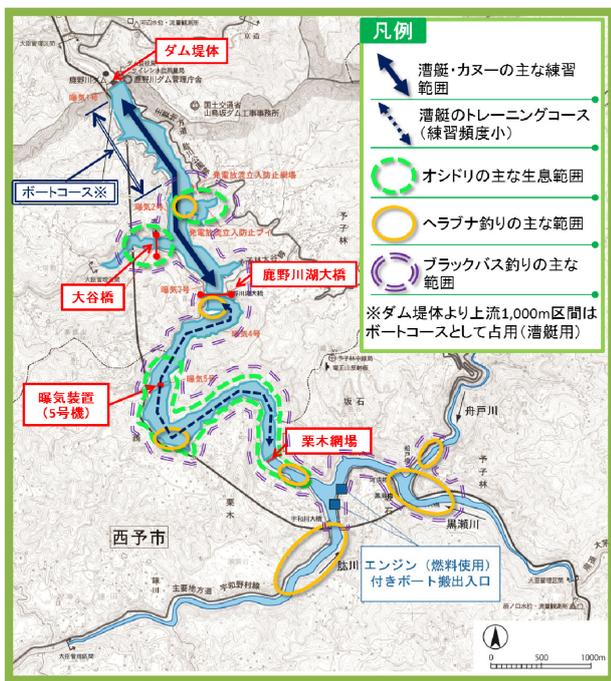


図-6 湖面利用実態 (利用範囲)

利用目的	春		夏				秋			冬	
	3	4 5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
ボート	通年利用 ※命がけ、夏休み、冬休み、土日祝日は特に使用頻度が低い	高校総体 鹿野		ドラゴンボート大会 (大谷橋)			高校新人戦 (鹿野)				
カヌー	3月初旬～5月末						10月初旬～11月末				
オシドリ	9月下旬～5月中旬										
	鹿野川湖周辺で繁殖の可能性あり						飛来後落ち降りまで大切な期間				
ヘラブナ	3月中旬～6月中旬						9月初旬～10月末				
	産卵: 4月中旬～6月末										
ブラックバス	通年利用										
	利用者が多い期間										

図-7 湖面利用実態 (利用時期)

#### b) ルール骨子案の作成（第2回協議会）

第2回協議会では、前回の湖面利用実態を把握したうえで議論をふまえ、ルールの基本方針・ルールの対象者及び区域・ルールの内容・啓発方法等をまとめ、

ルール骨子案としてルールの骨組みづくりを行った。

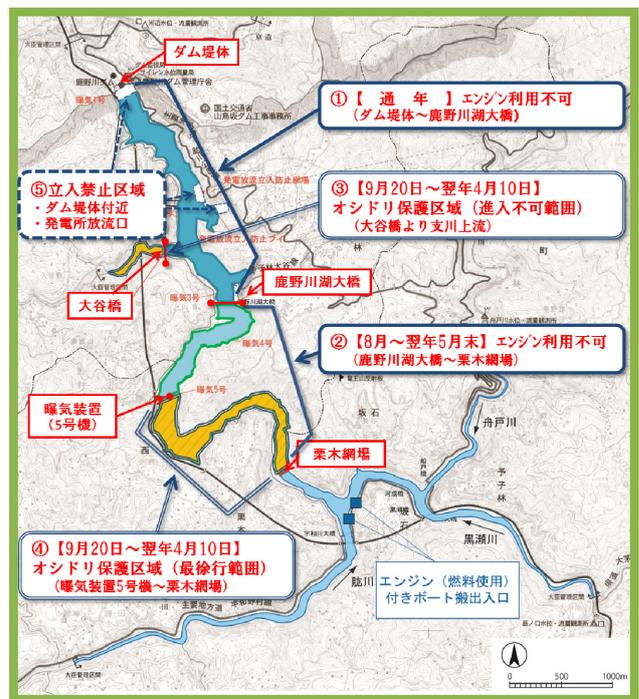
#### c) ルールの策定及び普及方法について（第3回協議会）

第3回協議会では、前回作成したルール骨子案をもとに、ルールを策定し協議会での合意を得た。その後、ルールの普及方法について具体策の提案を行った。

本協議会にて策定されたルール内容及び普及方法については、「3. 鹿野川湖湖面利用ルールの内容」及び「4. ルールの普及活動と今後の展開について」にそれぞれ示す。

### 3. 鹿野川湖湖面利用ルールの内容

鹿野川湖湖面利用ルールは、ボートを使用して湖面を利用する人々に対して、それぞれの利用形態にかかる範囲や方法、配慮すべき事項等をまとめたものである。次の(1)から(4)のポイントに絞って湖面利用ルールの特徴を紹介する。



- ① 【通年】エンジン(燃料使用)付きボートの利用不可(ダム堤体～鹿野川湖大橋)
- ② 【8月1日～翌年5月31日】エンジン(燃料使用)付きボートの利用不可(鹿野川湖大橋～栗木網場)  
※ただし、6月1日～7月31日はエンジン(燃料付き)利用可
- ③ 【9月20日～翌年4月10日】オシドリ保護区域(本区域は、最終行して、オシドリを発見の際は対岸を航行すること。)
- ④ 【9月20日～翌年4月10日】オシドリ保護区域(本区域は、大谷橋より支川上流域には進入しないこと。)
- ⑤ 【通年】立入禁止区域(ダム付近(ダム堤体～発電所放流口)、発電所放流口、発電所放流口防止ブイ)

図-8 湖面利用マップ (鹿野川湖湖面利用ルール)

#### (1) エンジン（燃料使用）付きボートの利用範囲(図-8)

ダム堰堤から上流の栗木網場までの延長約5kmの範囲については、エンジン（燃料使用）付きボートを利用不可としている。これは、漕艇・カヌー練習での利用範囲及びオシドリの生息範囲等を考慮した結果である。

但し、オシドリが鹿野川湖に飛来していない時期及び釣りの利用者が多くなる時期を考慮し、夏場の6,7月においては、エンジン（燃料使用）付きボートの利用範囲を拡大し、鹿野川湖大橋から上流の栗木網場までの範囲も利用可能としている。

## (2) オシドリ保護区域の設定(図-8)

湖面上でオシドリの生息が多く確認されている区域をオシドリ保護区域に設定した。曝気装置(5号機)から上流の栗木網場の範囲及び大谷橋から支川上流域を保護区域として設定し、全てのボートに対して最徐行を行うこと、オシドリを発見した際はその対岸を徐行するなど、オシドリになるべくストレスを与えないように配慮を求めた。なお、大谷橋より支川上流域は進入を制限している。

## (3) その他の配慮事項

エンジン付きボートの利用範囲及びオシドリ保護区域の設定に加えて、利用者が互いに配慮すべき事項及び鹿野川湖周辺の地元住民に対して配慮すべき事項についても記載している。下に主なものを挙げる。

(利用者相互の配慮)

- ・ボート航行の際は、事故を防止する観点から常に周囲の状況に注意し、十分安全な速度で通行すること。
- ・静穏な環境で行われるヘラブナ釣りの利用者を確認した場合、その周辺には極力近づかないようにし、通過する際は最徐行すること。

(利用時間帯)

- ・湖面を利用する時間は、日の出から日没までとする。
- ・釣り等のレジャー目的のボートについては、周辺家屋への配慮としてエンジン(燃料使用)による航行は午前7時以降とすること。

## (4) 入湖証の発行

湖面利用ルールでは、ボート利用者に対してルールを十分に理解して頂くことを目的として、年に1回、利用の届出を行うことを求めている。

届出を行う内容は住所・氏名のほか、利用する船舶の種類や船舶免許証番号等である。また、届出書には「ルールを遵守し湖面利用を自己責任のもとで利用します」という利用者が誓約する文言が添えられている。

発行する入湖証には、表面に入湖期間等を記載し、裏面には利用範囲及び時期、その他の配慮事項について記載している。(図-9)(図-10)

なお、発行手続きは鹿野川ダム湖面利用協議会事務局(山鳥坂ダム工事事務所)で行っている。

発行：鹿野川ダム湖面利用協議会	
<b>入 湖 証</b>	
◆入湖期間：	平成 26 年〇月〇日～平成 27 年 3 月 31 日
◆入湖証番号：	〇〇〇〇
◆湖面利用中は、この入湖証を携帯して下さい。	
◆事故のないように、鹿野川湖をご利用下さい。	

図-9 入湖証(表面)

◆鹿野川ダム湖面の利用区域の注意点		
エンジン(燃料使用)付きボートの利用不可	通 年	ダム堤体～鹿野川湖大橋
	8月1日～翌年5月31日	鹿野川湖大橋～栗木網場
オシドリ保護区域	9月20日～翌年4月10日	大谷橋より上流の支川(曝気5号～栗木網場)
※エンジンによる航行(アイドリング除く)は午前7時以降として下さい。		
※ヘラブナ釣りの利用者の周辺を通過する際は最徐行などの配慮をお願いします。		
【鹿野川ダム湖面利用協議会】		
〒797-1504		
愛媛県大洲市脇川町山鳥坂 280 鹿野川ダム管理庁舎		
tel : 0893-34-2350		

図-10 入湖証(裏面)

## 4. ルールの普及活動と今後の展開について

### (1) ルールの普及活動について

鹿野川湖湖面利用ルールは平成26年2月に策定され、同年4月から試行運用を開始した。ルールの周知をより円滑に行いルールの実効性を高めることを目的として、平成27年4月からの本格運用に向けて1年間の試行期間を設け、利用者実際に入湖証の発行手続きを体験してもらいながら、ルールの普及を進めている。

具体的なルールの周知方法として、鹿野川湖を訪れた利用者の目にとまりやすいように、ボートを湖面に下ろすための坂路に周知用の看板を数カ所設置したほか、山鳥坂ダム工事事務所ホームページにルールのポイントや入湖証の発行手続きについて詳しく掲載した。

さらにルール周知用のポスターを作成し、関係機関に配付した。また、特定の団体に属さない利用者が多い釣りの利用者にも広く周知するため、県内の釣具店及び鹿野川湖周辺の道の駅及び給油所にも配付した。

### (2) 今後の展開について

現在、126名(平成26年6月16日時点)の利用者から届出を受け、入湖証の発行を行ったところである。

今後は、湖面利用についてアンケート調査を行うことでルールの認知度を把握し、それをもとに平成27年4月の本格運用に向けて、鹿野川湖湖面利用協議会を開催し、試行運用状況の確認、ルールの見直し・改善及びさらなるルールの普及に向けての議論を進める予定である。

## 5. おわりに

これまで自由使用であった鹿野川湖の利用について、この度ルールの策定を行った。本ルールが普及することで、利用者のマナー・意識の向上につながり鹿野川湖をはじめ周辺地域の魅力がよりいっそう高まることを期待して、今後もルールの運用を行っていきたい。

謝辞：これまでルールの策定にご尽力頂いた関係各位並びに現在ルール運用と普及にご協力頂いている関係各位及び全ての利用者の方に感謝申し上げます。